

日本ボーイスカウト千葉県連盟スカウトの進歩及び進級に関する
面接委員会設置規程

(目的)

- 1 公益財団法人ボーイスカウト日本連盟教育規程(以下「教育規程」という。)面接委員会 7-40 に基づき、日本ボーイスカウト千葉県連盟(以下「県連盟」という。)は、スカウトの進歩及び進級に関する面接委員会を設置し、スカウト教育の推進を図る。

(面鼎員会の設[※])

- 2 県連盟は、教育規程の面会委員会 7-40 に基づき、県連盟に面接委員会を設置する。

(面接の区分)

- 3 富士スカウトの面接については、県連盟で行い、菊スカウト及び隼スカウトの面接については、地区に移管する。

(面接の申請)

- 4 隊長は、スカウトが 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日の 3 カ月前までに、団面接及び地区面接の結果並びに次項に掲げる関係書類の確認を経て、県連盟に提出する。

(1) 富士スカウト章の認証書類は、次に掲げるものを正副 2 部提出する。なお、副は写しとする。

- ① 千葉県連盟の申請書である「富士スカウト面接・認証申請書」
- ② ベンチャープロジェクトの実施記録
- ③ 宗教章の記録、又は信仰に近づくための奉仕活動の実施記録
- ④ 考査結果通知書、技能章の考査記録、各レポート、取得した資格を証する写し
- ⑤ 隼スカウト章申請時の書類一式
- ⑥ 富士スカウト 面接・認証申請書類確認書及び記載の書類
- ⑦ その他、面接委員会が必要とする書類

(面接委員会の構成)

- 5 面接委員会の構成は、理事長、県コミッショナー、担当県副|コミッショナー、事務局長及びスカウト委員会委員長とする。

(1) 理事長は、面接委員会委員長(以下「委員長」という。)となる。

(2) 委員長に事故あるときは、副理事長が代行する。

(面接委員会の運営)

- 6 地区の考査を経て提出された、富士スカウト面接・認証申請書書類の確認は、スカウト委員会委員長及び担当県副コミッショナーが行う。

(1) 富士スカウト章の課目考査の認証は、面接をもって行う。

(2) 面接委員会は、定例理事会、又は企画会議開催日に開催する。なお、諸事情により、日程の調整ができない場合は、委員長が日程を決定する。

(3) 面接委員会の開催日時及び場所について、関係者への連絡は、県連盟スカウト委員会委員長が行う。

附則

この規程は、平成 29 年 5 月 13 日から施行する。

平成 31 年 4 月 3 日 改正

令和 4 年 6 月 5 日

令和 5 年 2 月 4 日 委員会呼称変更